

写

厚生労働省発年0713第2号
令和4年7月13日

社会保障審議会

会長 田中 滋 殿

厚生労働大臣

後 藤 茂 之

(公印省略)

年金積立金管理運用独立行政法人
第四期中期目標の変更について（諮問）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項第1号の規定により、別紙のとおり年金積立金管理運用独立行政法人の第四期中期目標を変更することについて、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第29条第1号の規定に基づき諮問する。